

鈴鹿市清掃センター  
改修対策事業

要求水準書  
(管理運営編)

平成27年6月8日

鈴鹿市

# 鈴鹿市清掃センター改修対策事業 要求水準書（管理運営編）

## 目次

第1章 総 則.....	1-1
第1節 本書の位置付け.....	1-1
第2節 基本方針.....	1-2
1. 基本方針.....	1-2
第3節 業務概要.....	1-3
1. 委託名.....	1-3
2. 履行場所.....	1-3
3. 業務内容.....	1-3
4. 業務範囲.....	1-3
5. 業務期間.....	1-3
第4節 対象施設・対象廃棄物.....	1-4
1. 対象施設.....	1-4
2. 本施設の概要.....	1-4
3. 施設配置.....	1-7
4. 処理工程.....	1-9
5. 設備仕様.....	1-9
6. 公害防止基準.....	1-10
7. ユーティリティ条件.....	1-12
8. 施設の基本性能.....	1-12
9. 処理対象廃棄物.....	1-13
第5節 一般事項.....	1-14
1. 要求水準書の遵守.....	1-14
2. 関係法令等の遵守.....	1-14
3. 生活環境影響調査書の実施及び遵守.....	1-14
4. 鈴鹿市一般廃棄物処理実施計画の遵守.....	1-14
5. 官公署の指導等.....	1-14
6. 官公署等申請への協力.....	1-14
7. 所轄官庁への報告.....	1-15
8. 市への報告・協力.....	1-16
9. 市の検査等への協力.....	1-16
10. 実施状況のモニタリング.....	1-16

1 1.	労働安全衛生・作業環境管理 .....	1-1 6
1 2.	緊急時対応.....	1-1 7
1 3.	施設使用者等への安全確保 .....	1-1 7
1 4.	地元雇用 .....	1-1 7
1 5.	障がい者雇用 .....	1-1 8
1 6.	災害発生時の協力.....	1-1 8
1 7.	市他施設との調整.....	1-1 8
1 8.	業務の引継ぎ .....	1-1 8
1 9.	個人情報の保護 .....	1-1 8
2 0.	作成書類・提出書類 .....	1-1 9
第6節	業務条件 .....	1-2 0
1.	管理運營業務.....	1-2 0
2.	精密機能検査.....	1-2 0
3.	提案書の変更.....	1-2 0
4.	要求水準書の記載事項 .....	1-2 0
5.	契約金額の変更 .....	1-2 0
6.	業務期間終了時の引渡し条件 .....	1-2 1
7.	貸与物及び市職員使用範囲.....	1-2 1
第2章	管理運営体制 .....	2-1
1.	業務実施体制.....	2-1
2.	有資格者の配置 .....	2-1
3.	連絡体制 .....	2-2
第3章	受付管理業務 .....	3-1
1.	受付管理業務.....	3-1
2.	受付管理 .....	3-1
3.	計量 .....	3-1
4.	案内・指示 .....	3-1
5.	使用料の徴収.....	3-1
6.	受付時間.....	3-1
第4章	運転管理業務 .....	4-1
1.	本施設の運転管理業務 .....	4-1
2.	運転条件 .....	4-1
3.	搬入物の性状分析 .....	4-2
4.	搬入管理.....	4-2
5.	適正処理.....	4-3
6.	適正運転.....	4-3
7.	灰搬出車両への積込み .....	4-3
8.	灰処理施設以外への運搬 .....	4-3

9.	有効利用施設への運搬等 .....	4-3
10.	工場棟への運搬・処理 .....	4-4
11.	リサイクルセンターへの運搬 .....	4-4
12.	搬出物の性状分析 .....	4-4
13.	小動物死骸の焼却・運搬及び灰の運搬 .....	4-4
14.	運転計画の作成 .....	4-4
15.	運転管理マニュアルの作成 .....	4-5
16.	運転管理記録の作成 .....	4-5
17.	売電の事務手続き及び発電条件 .....	4-5
第5章	維持管理業務 .....	5-1
1.	維持管理業務 .....	5-1
2.	施設の機能維持 .....	5-1
3.	点検・検査計画の作成 .....	5-1
4.	点検・検査の実施 .....	5-4
5.	補修計画の作成 .....	5-4
6.	補修の実施 .....	5-4
7.	施設の保全 .....	5-5
8.	機器更新 .....	5-5
9.	長寿命化計画の作成及び実施 .....	5-6
10.	改良保全 .....	5-6
11.	備品（機器の予備品及び消耗品以外）・什器・物品・用役の調達 .....	5-6
12.	備品（機器の予備品及び消耗品以外）・什器・物品・用役の管理 .....	5-6
13.	機器の予備品及び消耗品等の調達 .....	5-6
14.	機器の予備品及び消耗品等の管理 .....	5-7
第6章	環境管理業務 .....	6-1
1.	環境管理業務 .....	6-1
2.	環境保全基準 .....	6-1
3.	環境保全計画 .....	6-1
4.	作業環境保全基準 .....	6-1
5.	作業環境保全計画 .....	6-1
第7章	情報管理業務 .....	7-1
1.	情報管理業務 .....	7-1
2.	運転管理記録報告 .....	7-1
3.	点検・検査報告 .....	7-1
4.	補修・更新報告 .....	7-1
5.	環境保全報告 .....	7-2
6.	作業環境保全報告 .....	7-2
7.	調達結果報告 .....	7-2

8.	施設情報管理.....	7-2
9.	一般廃棄物処理施設の維持管理の記録に関する報告.....	7-3
10.	その他管理記録報告.....	7-3
第8章	関連業務.....	8-1
1.	関連業務.....	8-1
2.	清掃.....	8-1
3.	防火・防災管理.....	8-1
4.	施設警備・防犯.....	8-1
5.	見学者対応.....	8-1
6.	住民対応.....	8-3
7.	車両案内.....	8-3
8.	地元貢献.....	8-3

# 第1章 総 則

## 第1節 本書の位置付け

鈴鹿市清掃センターは、平成15年12月に竣工し、供用開始から約11年が経過したことで、経年劣化が見られる設備も存在し、施設全体の老朽化が進行している。今後とも市の責務である廃棄物処理を円滑に推進するためには、新たな焼却施設の建設、又は本施設の基幹的設備の改修による延命化を行う必要がある。

このような状況の中、鈴鹿市（以下「市」という。）ではストックマネジメントの考えを導入し、施設の基幹的設備改良工事を行うとともに、計画的かつ効率的な維持管理や運営を行うことにより施設の大幅な延命化を行う「鈴鹿市清掃センター改修対策事業」（以下「本事業」という。）を実施するものとした。あわせて、本事業では、環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用し基幹的設備改良工事を行うことで、二酸化炭素排出量を削減し、もって環境への負荷軽減を図ることを目的としている。

本要求水準書は、本事業の管理運営業務（以下「本業務」という。）について、鈴鹿市清掃センター及び小動物焼却施設の基本性能を発揮させるとともに、その安全性を確保し、効率的な管理運営を実施するために、市が管理運営事業者（以下「事業者」という。）に対して要求する基本的内容について定めるものである。また、事業者は、本業務を実施するにあたり、鈴鹿市が定める一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の方針を満足するよう努めなければならない。

なお、管理運営にあたっては、本要求水準書を上回って行うことを妨げるものでなく、明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

## 第2節 基本方針

### 1. 基本方針

事業者は本業務について、以下の基本方針を遵守すること。

- ・適切な維持管理により施設の基本性能（第4節 8. 参照）を発揮させ、適切に廃棄物の処理を行うこと。
- ・環境への負荷軽減を考慮すること。
- ・施設の安全性を確保し、安定的に稼働させること。

### 第3節 業務概要

#### 1. 委託名

鈴鹿市清掃センター管理運営委託

#### 2. 履行場所

鈴鹿市御菌町 3688 番地外

#### 3. 業務内容

本業務は、鈴鹿市清掃センター及び小動物焼却施設等の管理運営に関する業務の引継ぎ、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、関連業務である。

#### 4. 業務範囲

本業務の業務範囲は別紙1を参照のこと。

#### 5. 業務期間

管理運営期間：平成29年4月1日から平成46年3月31日まで

なお、下記の期間に区分される。

管理運営準備期間中：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

設計建設期間中：平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

設計建設期間後：平成33年4月1日から平成46年3月31日まで

	平成28年度	平成29年度 ～平成32年度	平成33年度 ～平成45年度
設計期間	→		
建設期間		→	
管理運営期間 ※平成28年度は 管理運営準備期間	- - - →	→	→

## 第4節 対象施設・対象廃棄物

### 1. 対象施設

本業務における対象施設（以下「本施設」という。）は以下のとおりである。

- 1) 鈴鹿市清掃センター
  - (1) 工場棟
  - (2) 計量棟
  - (3) 資源ごみ回収所
  - (4) 洗車場
  - (5) 倉庫・油庫
  - (6) 調整池, 植栽 (法面含む), 外構, 駐車場
  - (7) その他施設
- 2) 小動物焼却施設 (敷地外)

### 2. 本施設の概要

本施設の概要は以下のとおりである。

表 1-1 清掃センターの概要

建設年度	着工	平成 12 年 6 月	
	竣工	平成 15 年 12 月	
敷地面積	45,967.06m <sup>2</sup>		
延床面積	11,487.93m <sup>2</sup>		
総事業費 設計施工業者	118 億 6,288 万 6 千円 JFE エンジニアリング(株)		
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉		
処理工程	閲覧用参考資料内の「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 更新対象範囲図」に示す。		
公害防止基準	(第 4 節 6 公害防止基準 参照)		
	施設管理基準値	備考 (関連法令基準)	
ばいじん量	0.02g/m <sup>3</sup> N 以下	0.08 g/m <sup>3</sup> N 以下	
硫黄酸化物	50ppm 以下	K 値 14.5 以下	
塩化水素	50ppm 以下	700mg/m <sup>3</sup> N (430ppm) 以下	
窒素酸化物	70ppm 以下	250ppm 以下	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	
その他			
設 備 概 要			
	設備名	方式	基数
1. 受入供給設備	計 量 機	ロードセル式 (最大秤量 30 t)	2 基
	ごみ投入扉	観音開き式 (中折れ式)	6 基
	ダンピングボックス	ダンプ式 1 基, 吊り下げ式 2 基	3 基
	ごみピット	No.1 ごみピット 1,500m <sup>3</sup> No.2 ごみピット 2,000m <sup>3</sup>	2 基
	ごみクレーン	グラブバケット式天井走行クレーン	2 基
2. 燃焼設備	焼 却 炉	連続燃焼ストーカ炉 (90 t/日)	3 基

3. 燃焼ガス冷却設備	ボ イ ラ 脱 気 器 タービン排気復水器	単胴自然循環式 蒸気過熱スプレー式 強制空冷式	3基 1基 1基
4. 排ガス処理設備	減 温 塔 ろ 過 式 集 じん 器 有害ガス除去装置 窒素酸化物除去装置	水噴射式 バグフィルタ式 乾式 無触媒, 触媒脱硝方式の併用	3基 3基 3基 3基
5. 余熱利用設備	蒸 気 タ ー ビ ン 発 電 機	多段衝動復水タービン 三相交流同期発電機 (3,000 kW)	1基 1基
6. 通風設備	押 込 送 風 機 二 次 送 風 機 ガ ス 混 合 送 風 機 誘 引 通 風 機 煙 突	片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 片吸込ターボ形 外筒 鉄筋コンクリート造, 内筒 鋼製 (59m)	3基 3基 3基 3基 1基
7. 灰出し設備	灰 押 出 機 主灰出しコンベヤ 灰 ク レ ー ン 主 灰 ク レ ー ン	プッシュ式 スクレーパコンベヤ グラブバケット天井走行クレーン グラブバケット天井走行クレーン	2基 5基 1基 1基
8. 排水処理設備	ご み 汚 水 処 理 プ ラ ン ト 排 水 処 理	炉内噴霧式 生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭ろ過 +膜分離	2基 1基
9. 電気設備	受 電 方 式 非 常 用 発 電 機	6.6 kV×60Hz ディーゼル発電機 (500 kW)	1回線 1基
10. 資源ごみ回収所	ス ト ッ ク ヤ ー ド パ レ ッ ト 置 場	16.6m×3m 8m×4m	1箇所 1箇所

表 1-2 小動物焼却施設の概要

施設名称	鈴鹿市小動物焼却施設	
所在地	三重県鈴鹿市八野町地内	
面積	管理面積：1,077.89 m <sup>2</sup> 建築面積：109.26 m <sup>2</sup>	
炉形式（処理能力）	ダステール 900 型×1 炉（59 kg/h） ダステール 695 型×1 炉（40 kg/h）	
処理時間	8h/日	
建設年月日	竣工：平成 19 年 2 月	
納入会社	サントイ株式会社	
規制	用途地域規制及び防火指定区域 無し	
設 備 概 要		
室内	炉 室 監視室 便 所 倉 庫 油 庫	74.37 m <sup>2</sup> 11.24 m <sup>2</sup> 3.96 m <sup>2</sup> 4.30 m <sup>2</sup> 4.32 m <sup>2</sup>
ユーティ リティー	電気 用水	低圧電灯 1φ3w 200/100V 低圧動力 3φ3w 200V 雨水再利用
設備	焼却炉	送風機 バーナ 燃焼管理計器類 エゼクター
公害防止基準	第 4 節 6 公害防止基準 参照	

### 3. 施設配置

本施設の施設配置図は以下のとおりである。

#### 1) 鈴鹿市清掃センターの施設配置図

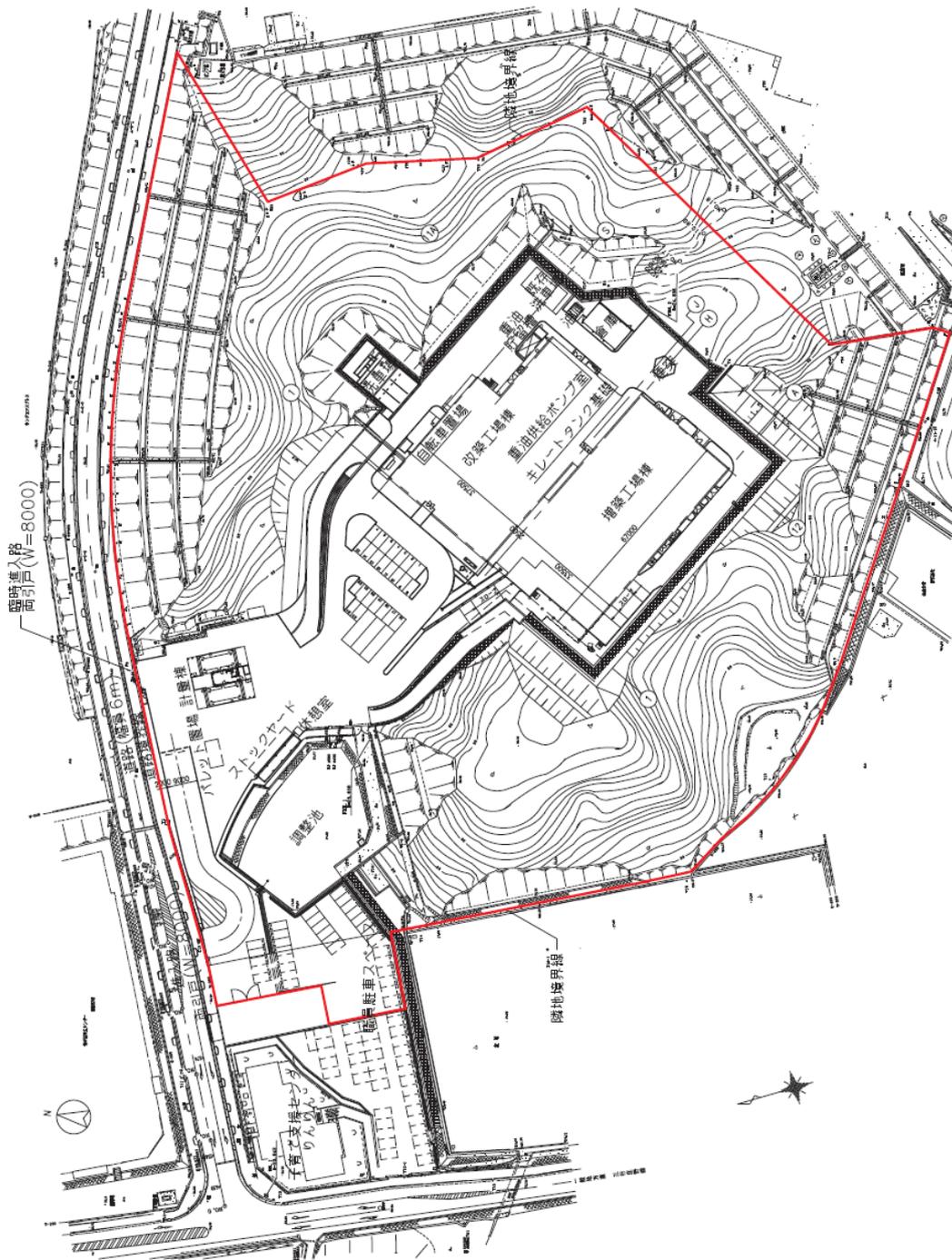


図 1-1 鈴鹿市清掃センター 施設配置図



#### 4. 処理工程

本施設における処理工程を、閲覧用参考資料内の「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 更新対象範囲図」に示す。なお、小動物焼却施設の処理フローは以下のとおりである。

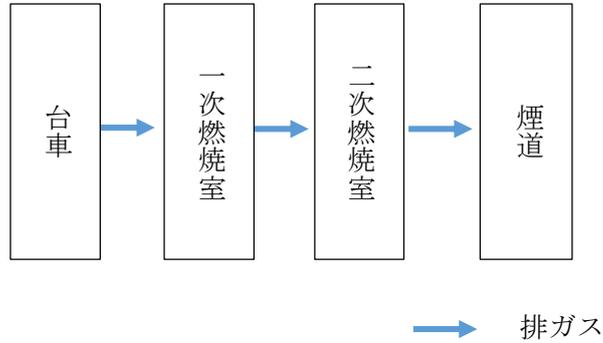


図 1-3 小動物焼却施設 処理フロー

#### 5. 設備仕様

本施設の設備仕様を「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 要求水準書（設計・建設編）p1-5」に示す。なお、小動物焼却炉の設備仕様は以下のとおりである。

表 1-3 小動物焼却炉の設備仕様

		仕 様
機械構成	焼却炉本体	900 型・695 型 各 1 炉
	焼却管理計器類	燃焼再燃室温度監視連続記録
	集中制御盤	1φ2W 100V 集中収納
	温度表示器	デジタル表示 文字高さ 150mm
	非常停止ボタン	盤, 炉本体, 建屋に各 1 個設置
	燃料タンク	白灯油 199L ヘルゲージ縦型
焼却炉本体	焼却炉	59 kg/h 1 基 火床面積 1.17m <sup>3</sup>
	焼却炉	40 kg/h 1 基 火床面積 0.81m <sup>3</sup>
	燃料	最大 39.3 L/h, 27.0 L/h
	主燃焼バーナー	主燃焼 12~27 L/H, 補助 12.3 L/H
	再燃焼バーナー	燃焼 6~12.3 L/H
	火床部	台車式
		全面火格子を設置
	火床部高さ	火格子面から 45 c m
	引出しレール	床面に埋込み式
煙突	環境測定座を設置	

## 6. 公害防止基準

本施設の公害防止基準は以下のとおりである。

### 1) 排出ガス基準値

#### (1) 鈴鹿市清掃センター

- ① ばいじん量 : 0.02g/m<sup>3</sup>N 以下 (乾きガス, O<sub>2</sub> 12%換算)
- ② 硫黄酸化物 : 50ppm 以下 (乾きガス, O<sub>2</sub> 12%換算)
- ③ 塩化水素 : 50ppm 以下 (乾きガス, O<sub>2</sub> 12%換算)
- ④ 窒素酸化物 : 70ppm 以下 (乾きガス, O<sub>2</sub> 12%換算)
- ⑤ ダイオキシン類 : 0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下 (乾きガス, O<sub>2</sub> 12%換算)
- ⑥ 一酸化炭素 (煙突出口) : 30ppm 以下 (O<sub>2</sub> 12%換算, 4 時間平均値)  
100ppm 以下 (O<sub>2</sub> 12%換算, 1 時間平均値)

#### (2) 小動物焼却施設

- ① ダイオキシン類 : 5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下 (乾きガス, O<sub>2</sub> 12%換算)

### 2) 排水基準値

完全クローズドシステムとし、無放流とすること。

但し、排水処理装置出口水は再利用等に支障をきたさないように適切な処理を行い、下記基準値以下とする。

- (1) pH : 5.8～8.6
- (2) 浮遊性物質 : 10 ppm 以下
- (3) BOD : 10 ppm 以下
- (4) COD : 20 ppm 以下
- (5) 蒸発残留物 : 500 ppm 以下\*
- (6) 塩素イオン : 200ppm 以下\*

\*各種洗浄水について適用すること。

### 3) 騒音基準値

敷地境界線において下記の基準値以下

- 朝夕 (午前 6 時～午前 8 時, 午後 7 時～午後 10 時) : 65dB 以下
- 昼間 (午前 8 時～午後 7 時) : 70dB 以下
- 夜間 (午後 10 時～午前 6 時) : 60dB 以下

なお、中央制御室・職員控室・会議室・事務室等の騒音は、業務等に差し支えない状態とすること。

4) 振動基準値

敷地境界線において下記の基準値以下

昼間（午前 8 時～午後 7 時） : 65dB 以下  
 夜間（午後 7 時～午前 8 時） : 60dB 以下

5) 悪臭基準値

(1) 敷地境界の基準

敷地境界線において下記の基準値以下

表 1-4 悪臭の敷地境界における規制基準

種類	敷地境界規制基準	
アンモニア	1.0	ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002	ppm 以下
硫化水素	0.02	ppm 以下
硫化メチル	0.01	ppm 以下
二硫化メチル	0.009	ppm 以下
トリメチルアミン	0.005	ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05	ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05	ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003	ppm 以下
イソブタノール	0.9	ppm 以下
酢酸エチル	3	ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1	ppm 以下
トルエン	10	ppm 以下
スチレン	0.4	ppm 以下
キシレン	1	ppm 以下
プロピオン酸	0.03	ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001	ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm 以下
イソ吉草酸	0.001	ppm 以下

6) 主灰，混合灰，飛灰処理物の排出基準

主灰，混合灰，飛灰処理物について，含水率 30%以下の基準を満たすこと。

## 7. ユーティリティー条件

鈴鹿市清掃センターにおけるユーティリティー条件は以下のとおりである。

- 1) 電気  
高圧電力B 6,600V, 1回線  
契約電力 1,250kW
- 2) 用水  
上水 100φ
- 3) ガス  
プロパンガス
- 4) 排水
  - (1) プラント排水  
プラント排水処理設備で処理後, 再利用。
  - (2) 生活排水  
プラント排水処理設備で処理後, 再利用。
  - (3) 雨水排水  
調整池へ放流。
- 5) 電話  
4回線 (外線)

## 8. 施設の基本性能

本要求水準書に示す本施設の基本性能とは、公害防止基準（6. 参照）を遵守し、安全で安定的に「第4章 2. 1) 処理能力」(270t/日 (90t/日×3 炉)) に示す処理を可能とする能力であり、本業務開始時においては以下の図書において示されるものである。

また、鈴鹿市清掃センター改修対策工事（以下、「本工事」という。）終了後の本施設の基本性能は、本工事の対象外設備について、以下の図書に示されるものであり、本工事の対象設備については、対象設備及び施設全体として、「鈴鹿市清掃センター改修対策事業 要求水準書（設計・建設編）」に示す「正式引渡し」時において確認される施設の性能である。

事業者は、業務期間中、本施設の基本性能を維持しなければならない。

図書名

鈴鹿市清掃センター建設工事 竣工図書一式（入札説明書 別紙2 閲覧用参考資料リスト参照）

## 9. 処理対象廃棄物

### 1) 対象廃棄物の種類

本施設における処理対象廃棄物を以下に示す。

表 1-5 処理対象廃棄物

対象物	
搬入廃棄物	可燃物
	可燃性粗大ごみ
	資源ごみ
	新聞紙
	雑誌
	段ボール
	紙パック
	衣類
	小動物死骸
搬出物	不燃残渣（焼鉄，大塊物等）
	廃棄鋼材
	主灰，飛灰処理物，混合灰
	不燃物（缶，ビン等）
	資源ごみ
	新聞紙
	雑誌
	段ボール
	紙パック
	衣類
	小動物の焼却灰等

### 2) 搬入物の性状

本施設へ搬入される可燃物及び可燃性粗大ごみの設計条件を以下に示す。

表 1-6 可燃物及び可燃性粗大ごみの設計条件（参考）

	低質	基準	高質
水分 (%)	63	50	38
可燃分 (%)	34	44	53
灰分 (%)	3	6	9
低位発熱量 (kJ/kg)	5,500	8,400	10,900
(kcal/kg)	1,300	2,000	2,600

## 第5節 一般事項

### 1. 要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件について、遵守すること。

### 2. 関係法令等の遵守

事業者は、業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等の関係法令等を遵守すること。「表 1-7 関係法令等例示」に関係法令等の例を示す。

### 3. 生活環境影響調査書の実施及び遵守

事業者は、業務期間中、市が実施した現況調査結果を用い、生活環境影響調査の予測評価及び事後調査を実施すること。事業者が作成した「鈴鹿市清掃センター改修対策事業に伴う生活環境影響調査書」を遵守すること。また、市が実施する調査又は事業者が自ら行う調査により、環境に影響を与える可能性が見られる場合は、市と協議のうえ、対策を講じること。

### 4. 鈴鹿市一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は、業務期間中、市が毎年度定める「鈴鹿市一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

### 5. 官公署の指導等

事業者は、業務期間中、官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定めるものとする。

### 6. 官公署等申請への協力

事業者は、市が行う管理運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。資料の作成・提出に必要な関連費用（官公署への申請等の書類作成・提出に要する費用、説明等支援に要する費用等）は全て事業者が負担すること。なお、事業者が行う管理運営に係る申請に関しては、事業者の責任により行うこと。

表 1-7 関係法令等例示

<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法</li> <li>・建築基準法</li> <li>・建設業法</li> <li>・消防法</li> <li>・道路法</li> <li>・道路交通法</li> <li>・砂防法</li> <li>・森林法</li> <li>・下水道法</li> <li>・水道法</li> <li>・環境基本法</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法</li> <li>・大気汚染防止法</li> <li>・水質汚濁防止法</li> <li>・騒音規制法</li> <li>・振動規制法</li> <li>・悪臭防止法</li> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</li> <li>・労働基準法</li> <li>・労働安全衛生法</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</li> <li>・航空法</li> <li>・電波法</li> <li>・有線電気通信法</li> <li>・電気事業法</li> <li>・電気工事士法</li> <li>・電気用品取締法</li> <li>・計量法</li> <li>・高圧ガス取締法</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・毒物及び劇物取締法</li> <li>・駐車場法</li> <li>・工場立地法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所衛生基準規則</li> <li>・危険物の規制に関する規則・政令</li> <li>・一般高圧ガス保安規則</li> <li>・特定化学物質等障害予防規則</li> <li>・電気設備に関する技術基準</li> <li>・電気工作物の溶接に関する技術基準</li> <li>・クレーン等安全規則</li> <li>・クレーン構造規格</li> <li>・クレーン過負荷防止装置構造規格</li> <li>・電気機械器具防爆構造規格</li> <li>・溶接技術検定基準(JIS Z 3801)</li> <li>・ボイラ及び圧力容器安全規則</li> <li>・ボイラ構造規格</li> <li>・圧力容器構造規格</li> <li>・日本工業規格(JIS)</li> <li>・日本農林規格(JAS)</li> <li>・電気規格調査会標準規格(JEC)</li> <li>・日本電機工業会標準規格(JEM)</li> <li>・電線技術委員会標準規格(JCS)</li> <li>・日本油圧工業会規格(JOHS)</li> <li>・内線規程</li> <li>・電気供給規程</li> <li>・地方自治法</li> <li>・グリーン購入法</li> <li>・三重県環境基本条例</li> <li>・鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</li> <li>・鈴鹿市廃棄物処理施設条例</li> <li>・鈴鹿市しあわせ環境基本条例</li> <li>・鈴鹿市下水道条例</li> <li>・特定フロンの排出抑制・使用合理化指針</li> <li>・ごみ処理施設性能指針</li> <li>・その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等</li> </ul>
--	---

## 7. 所轄官庁への報告

本施設の管理運営に関して、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、市の指示に基づき、速やかに対応すること。

## 8. 市への報告・協力

- 1) 事業者は、施設の管理運営に関して、市が求める報告、記録、資料等を速やかに提出すること。
- 2) 事業者は、定期的な報告は「第7章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章第5節 12.緊急時対応」に基づくこと。

## 9. 市の検査等への協力

市が事業者の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立入検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

## 10. 実施状況のモニタリング

- 1) 市は、事業者より提出される書類を元に、本業務の履行状況についてモニタリングを実施する。事業者は、市の実施するモニタリングに対して協力すること。
- 2) 市の実施するモニタリングに際し、事業者自ら業務のモニタリングを事前に実施すること。

## 11. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- 3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従業者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2，平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。
- 6) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2，平成13年4月25日）に基づき、従業者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 7) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 8) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 10) 事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、そ

の結果及び結果に対する対策について市に報告すること。

- 1 1) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 1 2) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- 1 3) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

## 1 2. 緊急時対応

- 1) 事業者は、災害（浸水時等）、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 2) 事業者は、緊急時（ごみピット火災を含む）における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。
- 3) 事業者は、台風・大雨等による被害発生時、火災及び事故発生時に備えて、警察、消防、市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合には、速やかに市に報告すること。
- 4) 事業者は、緊急対応マニュアルに基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については事前に市に連絡し、実施結果について報告すること。
- 5) 緊急時対応した場合には、事業者は直ちに対応状況及び運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。
- 6) 事業者は、災害等発生時に、本業務が早期に復旧できるよう事業継続計画を作成し、市へ提出すること。

## 1 3. 施設使用者等への安全確保

事業者は、本施設への搬入者・見学者等の安全を確保する体制を整備し、搬入者・見学者等の安全を確保すること。

## 1 4. 地元雇用・地元活用

- 1) 事業者は、本施設の管理運営にあたっては、本業務契約時前の雇用状況を考慮し、市内での雇用促進に努めること。
- 2) 事業者は、現状の資源ごみ受入選別員を、本業務にて雇用すること。なお、雇用については、本業務契約時前の条件を継続すること。
- 3) 事業者は、本業務の実施に際して、極力、地元事業者の活用に努めること。

## 1 5. 障がい者雇用

事業者は、本施設の管理運営にあたっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用促進に配慮すること。

## 1 6. 災害発生時の協力

災害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、市が他市町と協定している三重県災害等廃棄物処理応援協定書及び鈴鹿市災害廃棄物処理計画に沿って受入処理または他市町への搬出を実施しようとする場合、事業者はその処理に協力しなければならない。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

## 1 7. 市他施設との調整

事業者は、市が、市他施設と本施設の間で、廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は、市に協力すること。

## 1 8. 業務の引継ぎ

事業者は、管理運營業務開始までに、本施設の管理運営に関して必要な運轉業務の引継ぎを、市の指示に従い受けたうえで、平成 28 年 10 月末までに業務実施計画書を提出し、市の承諾を得ること。なお、その引継ぎに係る費用は事業者の負担とする。

## 1 9. 個人情報の保護

- 1) 事業者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令及び鈴鹿市個人情報保護条例を遵守し、本事業によって知り得た場合は、個人情報を適切に管理すること。
- 2) 事業者は、個人情報の管理にあたり、個人情報マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。

## 20. 作成書類・提出書類

事業者は、本業務の実施に際し、必要な事項を記載した業務実施計画書を管理運営業務開始前（平成28年10月末まで）に市に提出し承諾を得ること。

業務実施計画書には、事業者の業務実施方針、目的及び各業務内容等を必ず記載すること。なお、計画書を変更する場合には、平成28年12月末までに提出し、市の承諾を得ること。また、管理運営業務開始後、業務実施計画書を変更する場合は、市と協議し、速やかに提出すること。

表 1-8 業務実施計画書の構成（参考）

①受付管理業務実施計画書
②運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画，年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・運転管理記録様式 ・日報・月報・年報様式 等を含む
③維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画 等を含む
④環境管理業務実施計画書 ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画 等を含む
⑤情報管理業務実施計画書 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領 等を含む
⑥関連業務実施計画書 ・清掃要領・体制 ・防火管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・見学者対応要領・体制 ・住民対応要領・体制 等を含む
⑦その他 ・緊急対応マニュアル ・事業継続計画 ・安全管理衛生体制 ・安全作業マニュアル 等を含む

## 第6節 業務条件

### 1. 管理運營業務

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- ① 鈴鹿市清掃センター改修対策事業 特定事業契約書
- ② 鈴鹿市清掃センター改修対策事業 要求水準書（設計・建設編）
- ③ 鈴鹿市清掃センター改修対策事業 要求水準書（管理運営編）
- ④ 鈴鹿市清掃センター改修対策事業 提案書
- ⑤ その他市の指示するもの

### 2. 精密機能検査

事業者は、本施設の設計建設期間中については、「鈴鹿市清掃センター精密機能検査報告書平成26年3月」を踏まえ、本施設の基本性能（第4節 8. 参照）が発揮されるよう、本業務を行うこと。

業務期間中の最初の精密機能検査は、設計建設期間終了後の初年度に第三者機関にて実施すること。なお、詳細な検査実施項目については、市と事前に協議するものとする。

### 3. 提案書の変更

業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させるよう、提案書の変更を行うものとする。

### 4. 要求水準書の記載事項

#### 1) 記載事項の補足等

本要求水準書の記載事項については、本要求水準書を上回って実施することを妨げるものでなく、明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

#### 2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

### 5. 契約金額の変更

「3. 提案書の変更」又は、「4. 要求水準書の記載事項」の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

## 6. 業務期間終了時の引渡し条件

事業者は業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を引き渡すこと。

- 1) 業務期間終了時のごみピット、灰ピット、主灰ピット、処理水槽等の残留物は全て処理すること。
- 2) 各種薬品が本施設内に残存しないようにすること。
- 3) 引渡し条件の詳細については、業務期間終了5年前より、市と協議すること。

## 7. 貸与物及び市職員使用範囲

- 1) 事業者は、市の所有する物品等を適切に管理することを前提に、無償にて使用することができる。なお、貸与物品等が破損等した場合には、事業者の責任で修理・処分等を行うこと。
- 2) 事業者は、本事業期間中、市が別紙4に示す会議室、控室及び書庫について、継続使用する為、使用できない。なお、3階会議室については、事務室、会議室、倉庫として使用できるよう改修すること。その費用については、事業者負担とする。
- 3) 事業者は、市職員が使用する駐車場を整備すること。その費用については、事業者負担とする。

## 第2章 管理運営体制

### 1. 業務実施体制

- 1) 事業者は、本業務の実施にあたり、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、関連業務の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した業務実施体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

### 2. 有資格者の配置

- 1) 事業者は、本業務の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格要件を有する者で、一般廃棄物を対象とした全連続運転式焼却施設で、かつ、ボイラータービン式の発電設備を有する施設の現場総括責任者として1年以上の経験を有する者を配置すること。なお、事業開始後2年以上継続して配置すること。
- 2) 事業者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条第1項及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成26年3月31日改正）」に基づき選任されるものとする。
- 3) 事業者は、本業務を行うにあたり、その他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

表 2-1 管理運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の管理者
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理 (常時50人以上の労働者を使用する事業場)
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理 (常時50人以上の労働者を使用する事業場)
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第1種圧力容器取扱作業主任者	第1・2種圧力容器の取扱作業
5tクレーン技能講習	クレーンの運転
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

### 3. 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

## 第3章 受付管理業務

### 1. 受付管理業務

事業者は、本要求水準書、提案書等を遵守し、適切な受付管理業務を行うこと。

### 2. 受付管理

- 1) 事業者は、廃棄物を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。
- 2) 事業者は、直接搬入ごみを搬入しようとするものに対して、市が定める受入基準（別紙2参照）を満たしていることを確認すること。直接搬入ごみが受入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。受入基準は、原則として毎年度、市が定めるものとする。
- 3) 事業者は、小動物死骸を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。

### 3. 計量

事業者は、市の指示する搬入・搬出車両を計量棟において計量し、その記録を管理しなければならない。

### 4. 案内・指示

事業者は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。案内・指示にあたっては、丁寧かつ分かり易く行わなければならない。

### 5. 使用料の徴収

- 1) 事業者は、市の条例に基づき、本施設に直接搬入ごみを搬入しようとするものから、市に代わり、使用料を徴収しなければならない。なお、徴収方法は市が定める方法で行うこと。
- 2) 事業者は、徴収した使用料を、契約書に定める方法によって、市へ納付すること。

### 6. 受付時間

- 1) 市の条例に基づく受付時間において、計量棟にて受付業務を行うこと。
- 2) 日曜日、年末年始、平日夜間等、前項の受付時間外についても、市が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

## 第4章 運転管理業務

### 1. 本施設の運転管理業務

事業者は、精密機能検査（第1章 第6節 2. 参照）を踏まえ、本施設の各設備を適切に運転し、本施設の基本性能（第1章 第4節 8. 参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し適切に処理するとともに、運転管理業務を行うこと。

### 2. 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、鈴鹿市清掃センター（以下、「清掃センター」という。）を適切に運転管理すること。

#### 1) 処理能力

清掃センターの処理対象廃棄物（第1章 第4節 9. 参照）に対し、270t/日（90t/日×3炉）の処理を可能とすること。

#### 2) 計画処理量

低質及び高質の処理対象廃棄物（第1章 第4節 9. 参照）において、年間 72,576t 以上の処理を可能とすること。

#### 3) 年間運転日数

清掃センターの年間運転日数は以下の条件を満たすものとする。

- (1) 搬入される廃棄物を適正かつ効率的に処理すること。
- (2) 各年度に市が示す計画処理量を安全かつ安定的に滞りなく処理すること。

#### 4) 運転時間

清掃センターの運転時間は、24時間/日とする。

#### 5) 施設動線

事業者は、通常時、繁忙時、緊急時を想定した動線計画を市と協議のうえ、作成し、実施すること。なお、変更が生じた場合、市の承諾を得ること。

#### 6) 計画ごみ質

##### (1) ごみの種類

「1) 対象廃棄物の種類」参照

##### (2) 可燃物の設計条件

「第1章 第4節 9. 2) 搬入物の性状」参照

- 7) 公害防止基準  
「第1章 第4節 6. 公害防止基準」参照
- 8) ユーティリティー条件  
「第1章 第4節 7. ユーティリティー条件」参照
- 9) 車両等の仕様
  - (1) 市他施設への搬出車両については、車高3m以下（パッカー車は不可）等、施設への搬入に支障のない車両を選定すること。
  - (2) 副資材等の搬入車両については、清掃センターの管理運営に支障のない車両を選定すること。

### 3. 搬入物の性状分析

- 1) 事業者は、工場棟に搬入された廃棄物の性状について、その分析項目、方法、頻度は、「昭和52年11月4日環整第95号」による「一般廃棄物処理事業に対する指導を伴う留意事項」を満たすこと。
- 2) 事業者は、再生可能エネルギー固定価格買取制度申請に伴う分析項目・方法・頻度を満たすこと。

### 4. 搬入管理

- 1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、清掃センター内及び施設周辺において、必要に応じて人員を配置する等、搬入車両を適切に案内・指示すること。案内・指示にあたっては、丁寧かつ分かり易く行うこと。
- 2) 事業者は、市が行っている受入禁止物の混入防止の為の周知・啓発に協力すること。
- 3) 事業者は、清掃センターに搬入される廃棄物について、プラットホーム及びごみピットにおいて、受入禁止物の発見に努めること。
- 4) 事業者は、直接搬入ごみに含まれる受入禁止物の確認をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身を十分に確認すること。
- 5) 事業者は、搬入廃棄物の中から受入禁止物を発見した場合、その受入禁止物を返還し、処分方法を案内すること。
- 6) 事業者は、市が収集する可燃性粗大ごみ及び直接搬入された可燃物・可燃性粗大ごみ等に対し、受入禁止物の確認・分別に努めること。
- 7) 事業者は、市が収集する可燃物の中から受入禁止物を発見した場合、市に報告し、市の指示に従うこと。
- 8) 事業者は、市が行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。
- 9) 事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- 10) 事業者は、搬入された小動物死骸を市の指示する方法にて、適切に冷凍保管すること。

- 1 1) 事業者は、搬入された新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、衣類について、適切に受入を行うこと。なお、その保管方法については、市の指示に従うこと。
- 1 2) 事業者は、本施設内において、事故等が発生しないように、適切な安全管理を行うこと

## 5. 適正処理

- 1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。なお、当該廃棄物の処理に係る費用は、全て事業者が負担し、当該廃棄物を本施設で再度処理する場合であっても、市は一切の費用を負担しないことに留意すること。
- 2) 事業者は、本施設より排出される主灰、混合灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止基準を満たすように適切に処理すること。主灰、混合灰、飛灰処理物等が上記の関係法令、公害防止基準を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止基準を満たすよう必要な処理を行うこと。
- 3) 事業者は、ごみピット等で火災等が発生させないように適切に管理を行うこと。火災等が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い適切に対応するとともに、再発防止策を計画し、市の承諾を得ること。

## 6. 適正運転

事業者は、清掃センターの運転が、関係法令、公害防止基準条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認し、その結果を市に報告すること。

## 7. 灰搬出車両への積込み

事業者は、清掃センターから搬出される主灰、混合灰、飛灰処理物等を灰処理施設へ搬出する車両への積込作業を行うこと。

## 8. 灰処理施設以外への運搬

事業者は、清掃センターから排出される主灰、混合灰、飛灰処理物等のうち、灰処理施設への搬入が不可能な廃棄物については、市が指定する場所へ運搬を行うこと。なお、運搬に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、事業者自ら運搬を行うこと。

## 9. 有効利用施設への運搬等

事業者は、清掃センターから排出される不燃残渣（焼鉄、大塊物等）、廃棄鋼材について、市が契約する有効利用施設へ運搬し引き渡しを行うこと。

## 10. 工場棟への運搬・処理

事業者は、資源ごみ回収所から可燃残渣（紙くず等）が排出された場合、工場棟へ運搬し、処理を行うこと。なお、運搬時に、可燃残渣（紙くず等）を落下・飛散させないこと。

## 11. リサイクルセンターへの運搬

事業者は、清掃センターから排出される不燃物（缶、ビン等）を、鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへ運搬すること。なお、運搬時に、不燃物（缶、ビン等）を落下・飛散させないこと。

## 12. 搬出物の性状分析

- 1) 事業者は、本施設より搬出する主灰、混合灰、飛灰処理物等の量について計量・管理を行うこと。
- 2) 事業者は、本施設より搬出する主灰、混合灰、飛灰処理物等の性状について定期的に分析・管理を行うこと。

## 13. 小動物死骸の焼却・運搬及び灰の運搬

- 1) 事業者は、小動物死骸を市内で市が指定する場所へ運搬すること。
- 2) 事業者は、小動物死骸を落下や飛散がないように運搬すること。
- 3) 事業者は、小動物死骸を適切に焼却すること。
- 4) 事業者は、小動物焼却施設から排出される灰等について、落下や飛散がないように本市が指定する場所へ運搬すること。なお、運搬に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、事業者自ら運搬を行うこと。

## 14. 運転計画の作成

- 1) 事業者は、本施設の年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、実施すること。
- 3) 事業者は、年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じた場合、市と協議の上、計画の変更を行うこと。
- 4) 事業者は、定期点検、定期補修を行う場合、2炉運転を原則とし、全炉停止期間を可能な限り短くするように計画すること。

#### 1 5. 運転管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- 2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、市の承諾を得ること。

#### 1 6. 運転管理記録の作成

事業者は、以下の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。なお、記録の内容については、市の指示に従うこと。

- ① 運転データ
- ② 用役データ
- ③ 保守点検・検査、補修・整備内容等

#### 1 7. 売電の事務手続き及び発電条件

- 1) 事業者は、売電に係る事務手続きに協力しなければならない。なお、売電収益は市に帰属するものとする。
- 2) 事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、温室効果ガス排出量を極力削減するよう本施設のエネルギー使用量の削減を図るとともに、本施設の基本性能を発揮し、発電量を可能な限り確保すること。
- 3) 事業者は、年間売電計画書を毎年作成しなければならない。計画書については、市の承諾を得ること。

## 第5章 維持管理業務

### 1. 維持管理業務

事業者は、精密機能検査（第1章 第6節 2. 参照）を踏まえ、本施設の基本性能（第1章 第4節 8. 参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な処理が可能となるよう、本施設の維持管理業務を行うこと。

### 2. 施設の機能維持

事業者は本施設の基本性能（第1章 第4節 8. 参照）を業務期間にわたり維持すること。

### 3. 点検・検査計画の作成

- 1) 事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施し得るように点検・検査計画を策定すること。
- 2) 事業者は、本施設の点検・検査計画について、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表5-1 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、業務期間を通じたもの）を作成し市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、すべての点検・検査について、本施設の基本性能の維持及び運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。
- 4) 事業者は、機器別の管理方法を明記した機器別管理基準を作成し、市の承諾を得たうえで、当該基準に従って管理すること。また、内容は必要に応じて更新し、変更が生じた場合には、速やかに市に報告すること。

表 5-1 法定点検項目 (参考)

設備名	法律名	備考
ボイラ	電気事業法 第 55 条 定期事業者検査	1 月 1 回
	第 55 条 定期安全管理審査	1 年を経過した日以降 1 年を超えない時期
タービン	電気事業法 第 55 条 定期事業者検査	1 月 1 回
	第 55 条 定期安全管理審査	3 年を経過した日以降 1 年を超えない時期
クレーン ごみクレーン 2 基 灰クレーン 1 基 ホイスト式 クレーン 1 基	労働安全衛生法 クレーン安全規則 第 34 条 定期自主検査(荷重試験等)	1 年 1 回
	第 35 条 定期自主検査(ワイヤーロープ等)	1 月 1 回
	第 36 条 作業開始の点検	1 日 1 回
	第 38 条 自主検査の記録	3 年間保存
	第 40 条 性能検査	2 年に 1 回
第 1 種圧力容器 給湯温水発生器 暖房温水発生器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 67 条 定期自主検査	1 月 1 回
	第 73 条 性能検査	1 年 1 回
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 88 条 定期自主検査	1 年 1 回
計量機(トラックスケール) 30t × 2 基	計量法 第 139 条 定期検査	2 年毎
消防用設備	消防法 第 17 条 3 の 3 点検及び報告 施行規則 第 31 条の 4 点検の内容及び方法	報告は 3 年に 1 回
無線設備	電波法 第 13 条 無線局免許手続規制 第 17 条(再免許申請)	5 年に 1 回
電力取引計器 (売電用)	計量法 第 72 条 検定証の有効期間 計量法施行令 第 18 条 特定計量機別表第 3	7 年間
電気設備	電気事業法 第 106 条 電気関係報告規則 第 2 条 自家用発電所半期報告	1 年に 2 回(4, 10 月)
	電気関係報告規則 第 3 条 事故報告	発生時(速報及び詳細)
	施行規則 第 51 条第 2 項 保安規定変更届	適宜
	施行規則 第 55 条 主任技術者選任, 解任	適宜
酸素欠乏危険場所	労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則 第 3 条	作業開始前
貯水槽	水道法 施行規則 23 条 水槽の清掃	1 年に 1 回
	施行規則 24 条 検査	1 年に 1 回
地下タンク	消防法 第 14 条の 3 法定点検	3 年に 1 回
浄化槽	浄化槽法 第 8 条 保守点検	1 年に 1 回

設備名	法律名	備考
	第 10 条 浄化槽管理者の義務	
	第 11 条 定期検査	1 年に 1 回
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 3(施設の維持管理) 省令第 4 条の 5(施設の技術上の基準) 燃焼温度 800℃以上, 集じん器入口 200℃以下 熱灼減量 10%以下, CO 濃度 100ppm 以下 排ガス中のダイオキシン類濃度測定	1 年 1 回
	ばい煙測定	2 月 1 回
	厚生省通知(環整第 95) ごみ質	1 年 4 回
	熱灼減量	1 月 1 回
	第 8 条の 4(記録及び閲覧) 維持管理記録作成	1 月 1 回
	施行規則第 5 条 精密機能検査	3 年 1 回
	施行令 第 4 条の 2(埋立処分に関する基準) 環境大臣が定める方法 飛灰中の重金属	1 年 4 回
	大気汚染防止法 施行規則第 15 条 ばい煙測定(ばいじん, 塩化水素, 窒素酸化物, 硫黄酸化物)	2 月 1 回
	ダイオキシン類対策特別措置法 第 28 条 1, 2 排ガス, 排出水の測定義務 (排ガス, 排出水, ばいじん, 主灰, 飛灰処理物)	1 年 1 回
	労働安全衛生規則 第 592 条の 2(作業環境ダイオキシン類) 定期的に空気中のダイオキシン類濃度測定	1 年 2 回
建築基準法 第 12 条第 2 項, 第 4 項 定期点検	3 年 1 回 1 年 1 回 (建築設備)	
ガス濃度計	計量法 第 16 条 四成分分析濃度計(CO, O <sub>2</sub> , SO <sub>2</sub> , NO <sub>2</sub> )	8 年 1 回
薬品貯留設備	水質汚濁防止法 第 14 条 環境省令で定めるところにより定期に点検し, そ の結果を記録し, これを保存する	適切な頻度

#### 4. 点検・検査の実施

- 1) 事業者は、点検・検査計画に基づいて、点検・検査を実施すること。
- 2) 事業者は、日常点検で異常が発生した場合や事故が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。
- 3) 事業者は、本施設の点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は市の定める年数を保管すること。
- 4) 事業者は、本施設の点検・検査結果報告書を作成し、市に報告すること。

#### 5. 補修計画の作成

- 1) 事業者は、業務期間を通じた本施設の補修計画を作成し、市に提出すること。作成した補修計画について、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、業務期間を通じた本施設の補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出すること。更新した補修計画については、市の承諾を得ること
- 3) 事業者は、本施設の点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市に提出すること。作成した各年度の補修計画は市の承諾を得ること。
- 4) 点検・検査結果に基づき、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整等を、事業者が計画すべき補修の範囲とする。

#### 6. 補修の実施

- 1) 事業者は点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- 2) 事業者は、補修に際し、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得ること。
- 3) 事業者は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は市の定める年数を保管すること。
- 4) 事業者が行うべき補修の範囲は「表 5-2 補修の範囲（参考）」のとおりである。
- 5) 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
- 6) 設備が故障した場合の修理、調整
- 7) 再発防止のための修理、調整

表 5-2 補修の範囲（参考）

作業区分		概 要	作業内容（例）	
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

## 7. 施設の保全

事業者は、本施設の照明・採光設備、給配水衛生設備、空調設備、緑地等の管理・点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に管理、点検、修理、交換等を行うこと。

## 8. 機器更新

- 1) 事業者は、業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した業務期間に渡る更新計画を作成し、市の承諾を得ること。承諾を得た更新計画については、長寿命化計画へ反映すること。
- 2) 事業者は、業務期間中に市が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、市の承諾を得ること。承諾を得た更新計画については、長寿命化計画へ反映すること。
- 3) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者による、機器更新の対象から除くものとする。

## 9. 長寿命化計画の作成及び実施

- 1) 事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 22 年 3 月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本施設の長寿命化計画を作成すること。
- 2) 事業者は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、毎年度、長寿命化計画を更新し、その都度、市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した長寿命化計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

## 10. 改良保全

- 1) 事業者は、改良保全を行う場合は、改良保全に関する計画を提案し、市と協議すること。
- 2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、市において判断・了承する。
- 3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

### 11. 備品（機器の予備品及び消耗品以外）・什器・物品・用役の調達

事業者は、備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、市に提出すること。

### 12. 備品（機器の予備品及び消耗品以外）・什器・物品・用役の管理

- 1) 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- 2) 事業者は、市からの貸与物については、適切に管理すること。
- 3) 事業者は、本施設内の水道、電気等の用役について、すべてを負担すること。

### 13. 機器の予備品及び消耗品等の調達

- 1) 事業者は、機器の予備品及び消耗品等の調達計画を作成し、市に提出すること。
- 2) 機器の予備品については、必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、機器の消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とすること。
- 3) 機器の消耗品は、運転により確実に損耗し、1年以内に消耗するであろう部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とすること。

#### 1 4. 機器の予備品及び消耗品等の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した機器の予備品及び消耗品等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

## 第6章 環境管理業務

### 1. 環境管理業務

事業者は、精密機能検査（第1章 第6節 2. 参照）を踏まえ、本施設の基本性能（第1章 第4節 8. 参照）を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な環境管理業務を行うこと。なお、市が地元団体と結ぶ公害防止協定書を十分理解し、市に協力すること。

### 2. 環境保全基準

- 1) 事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守した環境保全基準を作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、本施設の管理運営にあたり、環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、市と協議すること。

### 3. 環境保全計画

- 1) 事業者は、業務期間中、本施設の環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。なお、頻度等については、現行（別紙5）以上とすること。  
事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認し、市に報告すること。

### 4. 作業環境保全基準

- 1) 事業者は、本施設のダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- 2) 事業者は、本施設の管理運営にあたり、作業環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、市と協議すること。

### 5. 作業環境保全計画

- 1) 事業者は、業務期間中、本施設の作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認し、市に報告すること。

## 第7章 情報管理業務

### 1. 情報管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

### 2. 運転管理記録報告

- 1) 事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は市との協議による年数保管すること。
- 4) その他、住民からの苦情、事故等の市が報告を求める事項について、速やかに報告すること。

### 3. 点検・検査報告

- 1) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議の上、決定すること。
- 3) 事業者は、点検・検査に関するデータを、法令等で定める年数又は市の定める年数を保管すること。

### 4. 補修・更新報告

- 1) 事業者は、補修計画を記載した補修計画書、補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 事業者は、更新計画を記載した更新計画書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、市に提出すること。
- 3) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議の上、決定すること。
- 4) 事業者は、補修・更新に関するデータを、法令等で定める年数又は市の定める年数を保管すること。

## 5. 環境保全報告

- 1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議の上、決定すること。
- 3) 事業者は、環境保全に関するデータを、法令等で定める年数又は市の定める年数を保管すること。

## 6. 作業環境保全報告

- 1) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議の上、決定すること。
- 3) 事業者は、作業環境管理に関するデータを、法令等で定める年数又は市の定める年数を保管すること。

## 7. 調達結果報告

- 1) 事業者は、備品（機器の予備品及び消耗品を含む）・什器・物品・用役等の調達結果を記載した調達報告書を作成し、市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は市と協議の上、決定すること。
- 3) 事業者は、調達に関するデータを、法令等で定める年数又は市の定める年数を保管すること。

## 8. 施設情報管理

- 1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、市と協議の上決定すること。

## 9. 一般廃棄物処理施設の維持管理の記録に関する報告

- 1) 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく一般廃棄物処理施設の維持管理の記録について、市が公表できるように、本施設に関する維持管理の記録を報告すること。
- 2) 報告内容及び頻度については、市の指示に従うこと。

## 10. その他管理記録報告

- 1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目のうち、市が要望する管理記録について、管理記録報告を作成し、提出すること。
- 2) 提出頻度・時期・詳細項目については、市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 事業者は、市が要望する管理記録を、法令等で定める年数又は市の定める年数を保管すること。

## 第8章 関連業務

### 1. 関連業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

### 2. 清掃

- 1) 事業者は、本施設内の清掃計画を作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
- 3) 事業者は、清掃センター敷地内法面の除草を年3回以上行い、調整池の底泥について、年1回以上、清掃を行うこと。
- 4) 事業者は、小動物焼却施設の敷地内の除草等を年2回以上行うこと

### 3. 防火・防災管理

- 1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備し、市の承諾を得て、届出を行うこと。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 2) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- 3) 事業者は、特にごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。
- 4) 事業者は、定期的に消防訓練、避難訓練等を行うこと。

### 4. 施設警備・防犯

- 1) 事業者は、本施設内の施設警備防犯体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した施設警備防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 3) 事業者は、本施設内の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

### 5. 見学者対応

- 1) 事業者は、見学者の受付を行い、施設の稼動状況及び環境保全状況等の説明を行い、見学者の理解を得るように努めること。なお、行政視察等については、市へ協力を行うこと。
- 2) 事業者は、設計建設期間中に見学者説明要領書を作成し、設計建設期間終了までに市の承諾を得ること。なお、清掃センターの見学者対応に必要なパンフレット・設備等

については、市と協議のうえ、設計建設期間終了後、速やかに完成させ、市に提出すること。

表 8-1 見学者設備（参考）

設備名	仕様	数量
プラズマテレビ	50 インチ	1 台
動画式説明版	2500×2300×500	1 枚
模型	焼却施設全景 1/100	1 台
模型	焼却炉断面 1/20	1 台
液晶プロジェクター	電動昇降式	1 台
DVDプレーヤー		1 台
ワイヤレスマイク	アンプ付き	2 本
イス		120 脚
テーブル	3 人掛用	40 台
演台	木製	1 台

## 6. 住民対応

- 1) 事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 事業者は、本施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合、適切に対応し、市に報告すること。
- 3) 事業者は、本施設の管理運営に関する住民対応について、市と緊密な連絡体制を構築するとともに、住民に対して誠意をもって対応すること。
- 4) 事業者は、市が地元団体と結ぶ覚書、公害防止協定書等を十分理解し、市に協力すること。なお、緊急時における地元団体との連絡体制を整備すること。
- 5) 市において、罹災ごみ、災害ごみ等が発生した場合、住民へのごみ分別方法の周知活動に対し、事業者は、市へ協力を行うこと。

## 7. 車両案内

事業者は、搬入車両の渋滞時等に安全に搬入が行われるように、必要に応じて人員を配置する等、施設敷地周辺においても、適切に搬入車両を案内・指示すること。なお、周辺道路の交通規制等を行う場合は、事業者が、警察等関係機関へ届出を行うこと。

## 8. 地元貢献

事業者は、清掃センター周辺の環境に配慮し、年1回以上の清掃活動等を行うこと。

別紙 1 管理運営業務範囲

管理運営業務範囲		鈴鹿市清掃センター						小動物焼却施設
		工場棟	計量棟	資源ごみ 回収所	洗車場	倉庫・油庫	調整池等	
1	受付管理業務		○					○
2	運転管理業務							
1)	施設の運転	○						○
2)	搬入物の性状分析	○						
3)	搬入管理	○		○				○
4)	灰処理施設への搬出	○						○
5)	灰処理施設以外への搬出	○						○
6)	搬出物の性状分析	○		○				
7)	運転計画の作成	○	○	○		○		○
8)	運転管理マニュアルの作成	○	○	○	○	○	○	○
9)	運転管理記録の作成	○	○	○		○		○
10)	売電事務手続き及び売電条件	○						
3	維持管理業務							
1)	点検・検査計画の作成	○	○	○	○	○	○	○
2)	点検・検査の実施	○	○	○	○	○	○	○
3)	補修計画の作成	○	○	○	○	○	○	○
4)	補修の実施	○	○	○	○	○	○	○
5)	施設の保全	○	○	○	○	○	○	○
6)	機器更新	○	○	○	○	○	○	○
7)	長寿命化計画の作成及び実施	○	○	○	○	○	○	○
8)	改良保全	○	○	○	○	○	○	○
9)	備品(機器の予備品及び消耗品以外)・什器・物品・用役の調達計画	○	○	○	○	○	○	○
10)	備品(機器の予備品及び消耗品以外)・什器・物品・用役の管理	○	○	○	○	○	○	○
11)	機器の予備品及び消耗品等の調達	○	○					
12)	機器の予備品及び消耗品等の管理	○	○					
4	環境管理業務							
1)	環境保全基準の設定	○	○	○	○	○	○	○
2)	環境保全計画の策定・実施	○	○	○	○	○	○	○
3)	作業環境保全基準の設定	○	○	○	○	○	○	○
4)	作業環境保全計画の策定・実施	○	○	○	○	○	○	○
5	情報管理業務							
1)	運転管理記録報告	○	○	○	○	○	○	○
2)	点検・検査報告	○	○	○	○	○	○	○
3)	補修・更新報告	○	○	○	○	○	○	○
4)	環境保全報告	○	○	○	○	○	○	○
5)	作業環境保全報告	○	○	○	○	○	○	○
6)	調達結果報告	○		○		○		○
7)	施設情報管理	○	○	○	○	○	○	○
8)	一般廃棄物処理施設の維持管理の記録に関する報告	○	○	○	○	○	○	
9)	その他管理記録報告	○	○	○	○	○	○	○
6	関連業務							
1)	清掃	○	○	○	○	○	○	○
2)	防火・防災管理	○	○	○	○	○	○	○
3)	施設警備・防犯	○	○	○	○	○	○	○
4)	見学者対応				○			
5)	住民対応					○		
6)	車両案内					○		
7)	地元貢献					○		

## 別紙 2

平成 27 年度の清掃センターの受入基準（参考）

別図 1 に示す受入禁止物（市で処理できないごみ）を受け入れてはならない。

別図1 受入基準

## 平成27年度版 家庭ごみの分け方・出し方

●ごみは収集日当日の朝(午前8時まで、資源ごみは午前7時～8時の間)に出してください。 ●引越等により大量に発生したごみは、収集しませんので、きちんと分別して各処理施設へ運んでください。  
 ●集積所はあくまでごみの仮置場です。収集日以外には出さないでください。 ●1回の収集で出すごみの量は5袋までとし、重量や突起物で袋が破れないようにご注意ください。  
 ●ごみの種類によっては、集積所の場所が異なる場合がありますのでご注意ください。 ●集積所の場所は、属する自治会または共同住宅等の管理会社等にお問い合わせください。

<b>資源ごみA</b> ※	<b>紙類</b> 折り込み広告等のチラシは、新聞紙に入れる。  新聞紙 古本・はがき・菓子の空き箱等は、雑誌に入れる。  雑誌 段ボールについた金具や発泡スチロールは必ず取りのぞく。  段ボール 洗って乾かしてから切り開く。内側にアルミ箔がはつてあるもの、注ぎ口がプラスチックのものもやせるごみ。  紙パック	品目ごとにひもで十字にし、ばってそのまま集積所へ出す。
<b>資源ごみB</b> ※	<b>あきかん</b> アルミ缶 スチール缶 ●飲食料品(ペットフードの缶も含む)が入っていたもの、 ●中をすすいで、集積所に配置した「フレキシブルコンテナ」へ、 <b>つぶさず</b> にアルミ缶・スチール缶混入で入れる。(缶詰のふたも対象) ●粉ミルク、海苔の缶の内ふたは、必ず取りのぞく。 ●ボトル缶のキャップは本体と同じ素材でも、内側にプラスチックがついているため、取り外してもやせないごみ。 ●一斗缶も対象になります。(食用油の一斗缶と飲食料品以外が入っていた一斗缶は対象外です。) ●各種スプレー缶は、対象外です。	<b>あきびん</b> 無色透明 茶色 化粧水 その他色 ●飲食料品、化粧品が入っていたものが対象です。 ●中をすすいで、集積所に配置した「かご」へ3色に分けて入れる。 ●王冠、キャップ、栓等は、取り外してもやせないごみ。 ●耐熱ガラス、板ガラス、コップはもやせないごみ。 ●ビールびん、一升びんはできるだけ販売店へ返してください。 ●プラスチックの注ぎ口・紙ラベルは、できるだけとってください。 ●色がついているびんでも、注ぎ口が透明なものは無色透明に分別してください。
	<b>ペットボトル</b> プラスチックごみ PET ●すべての大きさが対象 ●飲料物、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、酢、ドレッシングタイプ調味料が入っていたもの。(♻️マークが目印) ●油脂を含むもの(食用油等)は対象外です。 ●キャップは取り外してプラスチックごみ。 ●できるだけラベルははがしてください。(ラベルはプラスチックごみ) ●中をすすいで、集積所に配置した「フレキシブルコンテナ」へつぶし入れる。	<b>衣類</b> ●再使用可能なものが対象です。 ●無色透明な袋に入れて口を結んで出す。 ●毛布、タオル類は衣類として出す。 ●汚れているもの、カーテン、カーペット、ぬいぐるみ、ダウンジャケット(羽毛)、まくら、わた入りのはてん、下着、くつ下もやせるごみ。

※資源ごみの集積所がない等の理由で、資源ごみで出せない場合は、「資源ごみA」・「衣類」はもやせるごみとして、「あきかん」・「あきびん」・「ペットボトル」はもやせないごみとして出してください。

### 認定ごみ袋に入れて口を結んだ状態で出す。●単品で5kg以上のものは粗大ごみとして出してください。

<b>もやせるごみ</b>	<b>もやせるごみ・・・緑色半透明の鈴鹿市認定ごみ袋</b> ②2重袋での排出はしないでください。(生ごみ・衛生用品は除く) テープ類 処理施設の機械にからまるため、分解せずに、もやせるごみ テープの入れ物 紙ケース → もやせるごみ プラスチックケース → もやせないごみ 生ごみ・貝から 落ち葉、木くず、草等 庭木の剪定ごみ (直径50cm以下で袋に入る大きさのもの) 紙おむつ、生理用品 (汚物はどりのぞく) 竹串 (袋を突き破らないように先を折る) ぬいぐるみ (中に繊維が入っているものはもやせないごみ) 座布団、カーテン、キッチンマット シーツ、ジュースタン、カーペット類 (認定袋に入らない場合は、粗大ごみ) 電気カーペット 切り取る カーペット本体 → もやせるごみ コントローラー部 → もやせないごみ 汚れの落ちない♻️マーク ごみはもやせるごみです。
<b>プラスチックごみ</b>	<b>プラスチックごみ(プラスチック製容器包装)・・・ピンク色半透明の鈴鹿市認定ごみ袋</b> ②2重袋での排出はしないでください。 商品の容器や包装であり、使用後に不要となるプラスチック製のものです。(ペットボトル本体は対象外) <b>必ず汚れを落として出してください。</b> ※お菓子の残りカス等ははらい、液体等は他のものに汚れが移らない程度にすく。 汚れが落ちない、または落とすにくいものは、もやせるごみへ。 除湿剤 (箱タンク型のもの) (必ず水を抜く) 発泡スチロール箱 レジ袋 おかし・冷凍食品の袋 (中が銀色の袋も含む) ペットボトルのキャップ コンビニ弁当容器 トレイ、インスタント食品の容器 卵、豆腐のパック マヨネーズ等のチューブ容器(フタも) 洗剤やジャンパーのボトル容器 (フタ、ノズル等もはすしてプラスチックごみで出す)
<b>もやせないごみ</b>	<b>もやせないごみ・・・無色透明の鈴鹿市認定ごみ袋</b> ②2重袋での排出はしないでください。 電化製品のコード・ホース・シート等長い(大きい)ものは、必ず50cm(50cm角)くらいに切断してください。 刃物・割れたガラス等の危険物は、紙等に包んで中身を明記してください。おもちゃなどの乾電池は必ず取りのぞいてください。 ホースリール (ホースは取り外し、50cmくらいに切断し、もやせないごみ。リールは、認定袋にすきり入り5kg未満のものはもやせないごみ。認定袋に入らない又は5kg以上のものは、粗大ごみ) CD、MD、DVD (プラスチックケースももやせないごみ) 金属製品 (やかん、フライパン等) ガラス・陶磁器 文房具 ハンガー バケツ、プランター スポンジ アルミホイル・アルミの容器 電球、靴 ゴム製品 ライター 使い切ってから必ず屋外で処理する。上部をはすしてノズルをゆるめる。 ビニールひも (50cm以下に切断)

#### 取扱い注意

●必ず穴をあける。  
 ●中身のガスが完全に無くなったことを確認する。  
 ●カセットボンベ・スプレー缶類だけ分けて、無色透明の袋に入れて他の「もやせないごみ」とは別に出す。

ガスめき器は、廃棄物対策課・各市区市民センターで配布しております。

使用中から必ず屋外で処理する。  
 使用中から必ず屋外で処理する。  
 使用中から必ず屋外で処理する。

#### 有害ごみ

●市が配布した専用袋以外は、収集しません。  
 ●「乾電池」と「その他の有害ごみ」に分別して別々の袋で出してください。  
 ●有害ごみの集積所へ出してください。  
 ●蛍光灯の紙のカバーは取り外してください。  
 ●電球・充電式電池・ボタン電池はもやせないごみです。  
 ●公共施設での拠点回収も行っています。詳しくは裏面をご覧ください。

#### 粗大ごみ&家電4品目

●粗大ごみ受付センター  
 ☎(059) 382-7646 ☎(059)850-1119  
 ●家電4品目回収申込み **㈱鈴友**  
 ☎(059) 382-1155 ☎(059)382-4872  
 詳しくは裏面をご覧ください。  
 各種お問い合わせは・・・廃棄物対策課 ☎382-7609

# 集積所に出せないごみ

## 申し込みと出し方

- 粗大ごみ受付センターへ電話で申し込む。  
(1回につき5点までお申込みいただけます。)  
受付時間 8:30~17:15  
月曜日から金曜日(祝日を除く。)
- 収集予定日(予約時に指示)の朝8時までに玄関先(共同住宅の場合は1階)まで運び出す。  
(申し込みから収集まで1週間程度かかります。)
- 粗大ごみ1点につき「粗大ごみ処理券」1枚(200円)をはがれにくく、見やすいところへ貼る。

**鈴鹿市粗大ごみ受付センター**  
**☎(059)382-7646**  
**☎(059) 850-1119**

※お掛け間違いのないようご注意ください。

## 戸別収集



家具類 (中身は空にする)



石油ストーブ  
(乾電池・灯油は抜く)



電子レンジ



ガスレンジ (乾電池は抜く)



ベッド・マットレス



バッテリー  
(普通自動車までの大ききものに限る)



電化製品  
(電気コードは50cmくらいに切って、もやせないごみに)



自転車

●粗大ごみとは、鈴鹿市認定ごみ袋に入らないもの、又は5kg以上のものをいいます。  
●収集できない物もありますので、申し込み時にご確認ください。  
●処理券は、市役所売店、地区市民センター、スーパー、コンビニ、各商店等の指定販売店で購入してください。  
●段ボール箱等に入らずに出してください。  
●事業活動に伴うごみは、収集しません。

※バイクは「二輪車リサイクルシステム」で処分してください。(詳しくは二輪車リサイクルコールセンター【050-3000-0727】へ)  
※FRP船は「FRP船リサイクルシステム」で処分してください。(詳しくはFRP船リサイクルセンター【03-5542-1202】へ)

## 自分で処理施設へ運ぶごみ

※少量のご家庭ごみは、集積所を利用してください。

※引越しや大掃除等により大量に発生したごみは、収集しませんので、きちんと分別して各処理施設へ運んでください。  
※500kgまでの家庭ごみは無料です。 ※月曜日は混雑しますので、できる限り自己搬入はご遠慮ください。

## 受付時間

(各処理施設共通) 月曜日から土曜日  
祝日も受け付けます。  
(年末・年始を除く) 午前9時~12時・午後1時~4時

### 清掃センター

御園町3688番地  
☎ 372-1646 ☎ 372-1406

- ふとん等のもやせごみ、資源ごみA(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、資源ごみBの衣類、可燃性の粗大ごみ
- ※麻木材・樹木等で、直径5cm以上又は長さ50cm以上のものは破砕処理するため、長さ1.8m以内、直径20cm以下、幅1m以内にしてから搬入してください。
- ※竹・笹については50cm以下にしてから搬入してください。
- ※スプリングの入っていないソファ・マットレスは搬入可能です。(スプリングの入っているものは不燃物リサイクルセンターへ搬入してください。)
- ※木製のもので、蛍光灯やコンセント付きの学習机や高さ調節機能付の机は、不燃物リサイクルセンターへ搬入してください。
- ※タンスに付いている鏡・イヤホン等は、**とりはずして不燃物リサイクルセンターへ搬入してください。**
- ※粗大ごみ、麻木材・樹木等破砕処理が必要な大きなごみは、他のもやせごみより先に降ろせるように入れて搬入してください。
- 搬入できないもの  
※日曜大工以外、施行業者によって発生したもやせごみ

### 不燃物リサイクルセンター

国分町1700番地  
☎ 374-4141 ☎ 374-4619

- プラスチックごみ、もやせないごみ、有害ごみ、資源ごみA、資源ごみB、不燃性の粗大ごみ、土砂・がれき等
- 電化製品等のコード、散水ホース等むも状の長いものは必ず50cmくらいに切断してから搬入してください。
- シート類、ゴム類、網類等の大きなものは、必ず50cm角くらいに切断してから搬入してください。
- カセットボンベ、スプレー缶・ライターは、他のもやせないごみとは別にして搬入してください。
- 日曜大工等で出たコンクリート片・ブロック・石こうボード・レンガ・石・瓦等は、40cm角くらいにして搬入してください。(各種ごとに一輪車一杯程度の量まで)
- 土砂等は乾かしてから搬入してください。(水分を含んだ状態のものは搬入できません。一輪車一杯程度の量まで。)
- 搬入できないもの  
※業者施行や日曜大工以外で発生した建築廃材  
※断熱材(グラスウール)・アスファルト・基石・スレート・アスベスト含有物  
※浄化槽・便槽及び仮設トイレ 等



至四日市 不燃物リサイクルセンター 至四日市  
JR関西本線 鈴鹿市 伊勢鉄道  
河内 木田橋 鈴鹿川 中央道路  
JR関西本線 定五郎橋 鈴鹿市 伊勢鉄道  
平田町 庄野橋 鈴鹿市 伊勢鉄道  
湯川原橋 至津

### 搬入時の注意

※家庭ごみの分け方・出し方に従って、分別して搬入してください。(未分別ごみは搬入できません)  
※ごみの荷降ろしは、原則搬入者自身でお願いします。  
※ごみの種類によって搬入する処理施設が異なります。粗大ごみも可燃性・不燃性によって処理施設が異なりますのでご注意ください。  
※その他搬入できないものもありますので、廃棄物対策課又は各処理施設にお問い合わせください。

# 市で処理できないごみ

## 家電4品目



ブラウン管式テレビ  
液晶テレビ・プラズマテレビ  
冷蔵庫・冷凍庫  
洗濯機・衣類乾燥機

※家電リサイクル法対象品目に限る。(分解しても対象)

- ①買い換えの場合
- ②過去に買った店がわかる場合
- ③その他の場合→市の許可を得た家電4品目の収集運搬業者に引き取りを依頼してください。

市の許可を得た **家電4品目の収集運搬業者** → **れいゆう ☎(059)382-1155 (株)鈴友 ☎(059)382-4872**

※どちらの場合でも処理料金(リサイクル料金+収集運搬料金)が必要になります。

## パソコン



デスクトップパソコン (本体、ディスプレイ)  
ノートブックパソコン

パソコンの廃棄は各メーカーの受付窓口へ回収の申し込み(電話連絡)を行ってください。

リサイクル料金を支払った後に、郵便局へ回収を依頼してください。

詳細は一般社団法人 パソコン3R推進協会 (<http://www.pc3r.jp>) まで

☎ 03-5282-7685  
☎ 03-3233-6091

# 市の施設で処理できませんので販売店等に相談してください。








ガソリン・灯油 (空のポリ容器は「もやせないごみ」に出してください。)  
※断熱材(グラスウール)は処理できません。  
※感染性廃棄物は処理できません。(注射器等)

自動車用・バイク用タイヤ  
ペンキ  
農薬・劇薬  
消火器  
プロパンガスボンベ  
エンジンオイル  
火薬(発煙筒等)

※事業活動(農業・漁業・店舗・内職等)に伴うごみは、集積所に出せません。処理業者に依頼するか、各処理場又は、廃棄物対策課で承認を得て自身で処理場まで搬入してください。  
いずれの場合も有料です。(引き取れないものもあります。)

**廃棄物対策課 ☎ 382-7609 ☎ 382-2214**

### 公共施設での拠点回収

回収場所	回収品目				備考
	乾電池	蛍光管	使い捨てライター	あきかん(アルミ缶、ステール缶類)	
市役所 (廃棄物対策課)	○	○	○	—	—
地区市民センター	○	○	○	○	施設によっては、職員に引き渡していたり場合がありますので、職員に声を掛けてください。
公民館	○	○	○	○	
ふれあいセンター	○	○	○	○	

※保育所・小中学校での拠点回収はありません。  
※利用時間は、開館日・開館時間です。  
月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15

**リサイクルくるくる市場**  
鈴鹿市のホームページにある不用品のリサイクルを仲介する電子掲示板です。使い方ルールを守ってご利用ください。  
アドレス <http://www.city.suzuka.lg.jp/life/hiroba/recycle/index.html>

別紙 3 清掃センターへの搬入廃棄物設定量及び小動物焼却施設設定稼働想定日数（参考）

①清掃センターへの月別搬入廃棄物設定量（参考）

設計建設期間のうち、平成 29～32 年度の月別搬入廃棄物設定量を以下に示す。

29 年度	月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
	搬入量	t	4,744	5,337	5,337	5,337	5,337	5,337	5,337	4,744	4,744	4,743	3,557	4,743	59,297

30 年度	月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
	搬入量	t	4,729	5,320	5,320	5,321	5,321	5,321	5,321	4,729	4,729	4,729	3,547	4,729	59,116

31 年度	月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
	搬入量	t	4,729	5,320	5,320	5,321	5,321	5,321	5,321	4,729	4,729	4,729	3,547	4,729	59,116

32 年度	月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
	搬入量	t	4,729	5,320	5,320	5,321	5,321	5,321	5,321	4,729	4,729	4,729	3,547	4,729	59,116

②設計建設期間後の清掃センターへの搬入廃棄物設定量（参考）

年間 59,116 t（平成 33 年度から平成 45 年度）

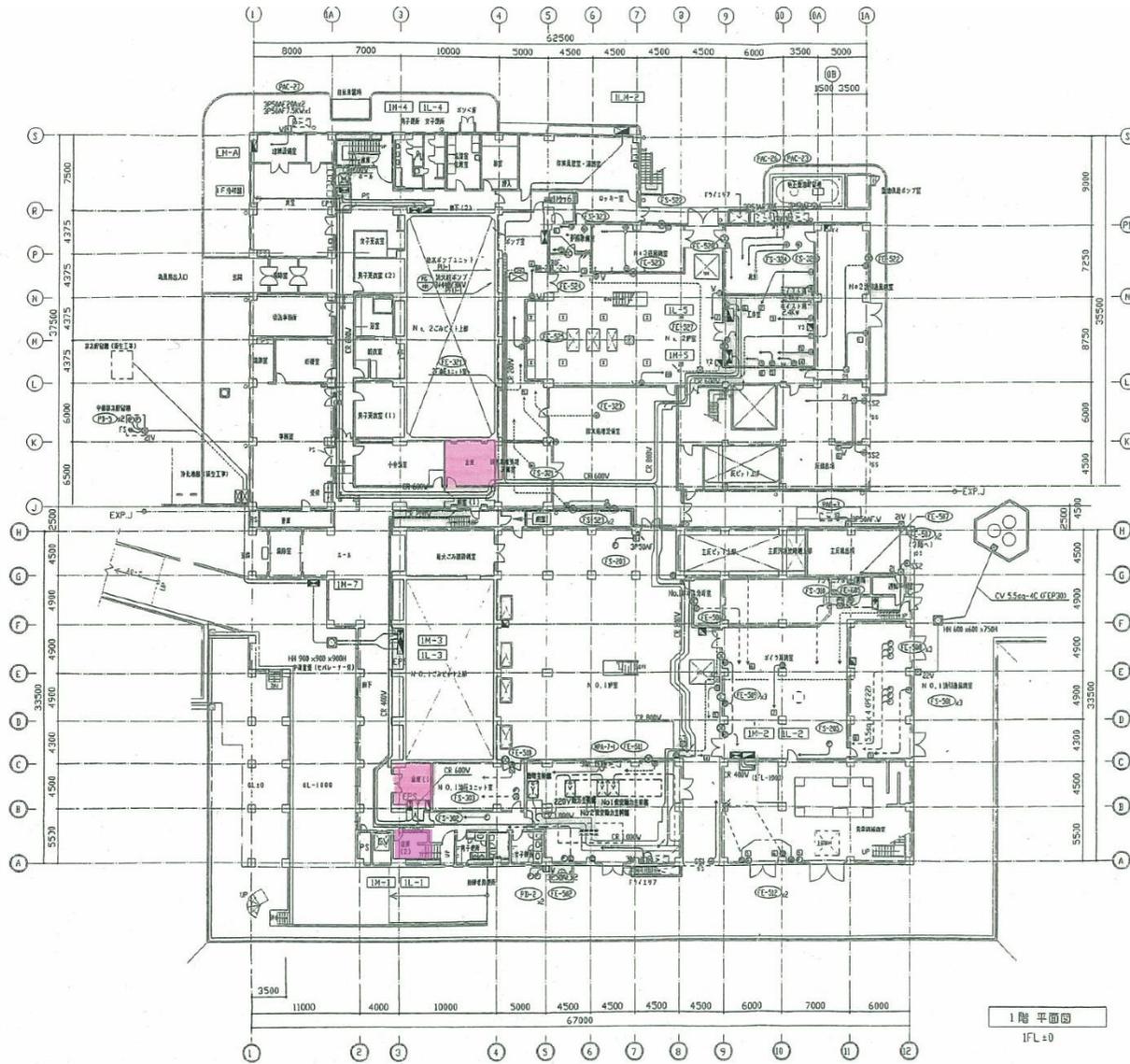
③小動物の想定焼却件数（参考）

年間 2,184 件（平成 29 年度から平成 45 年度）

④小動物焼却施設稼働想定日数（参考）

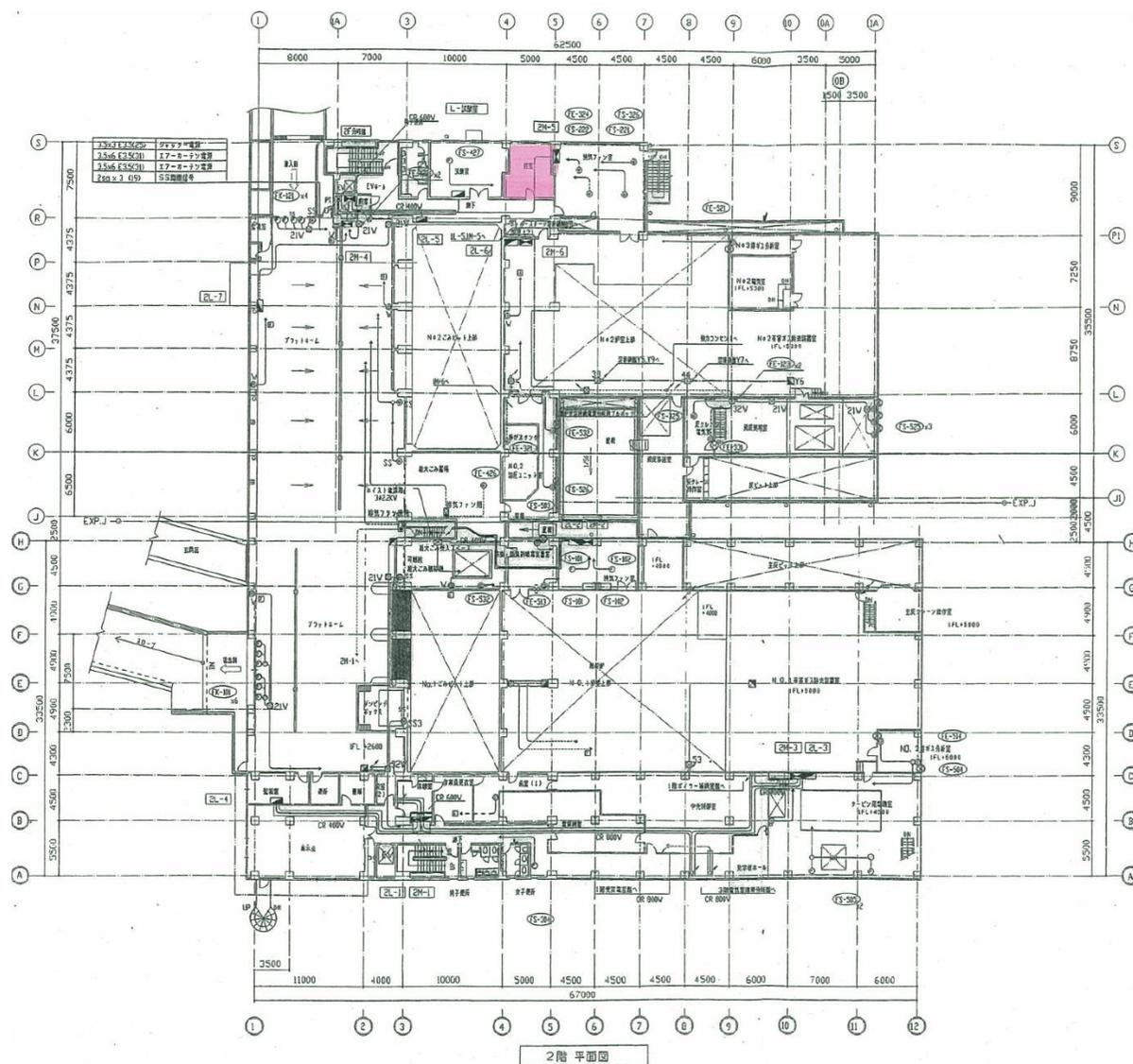
年間 約 250 日（平成 29 年度から平成 45 年度）

別紙 4-1 鈴鹿市清掃センター 1階における市職員使用範囲



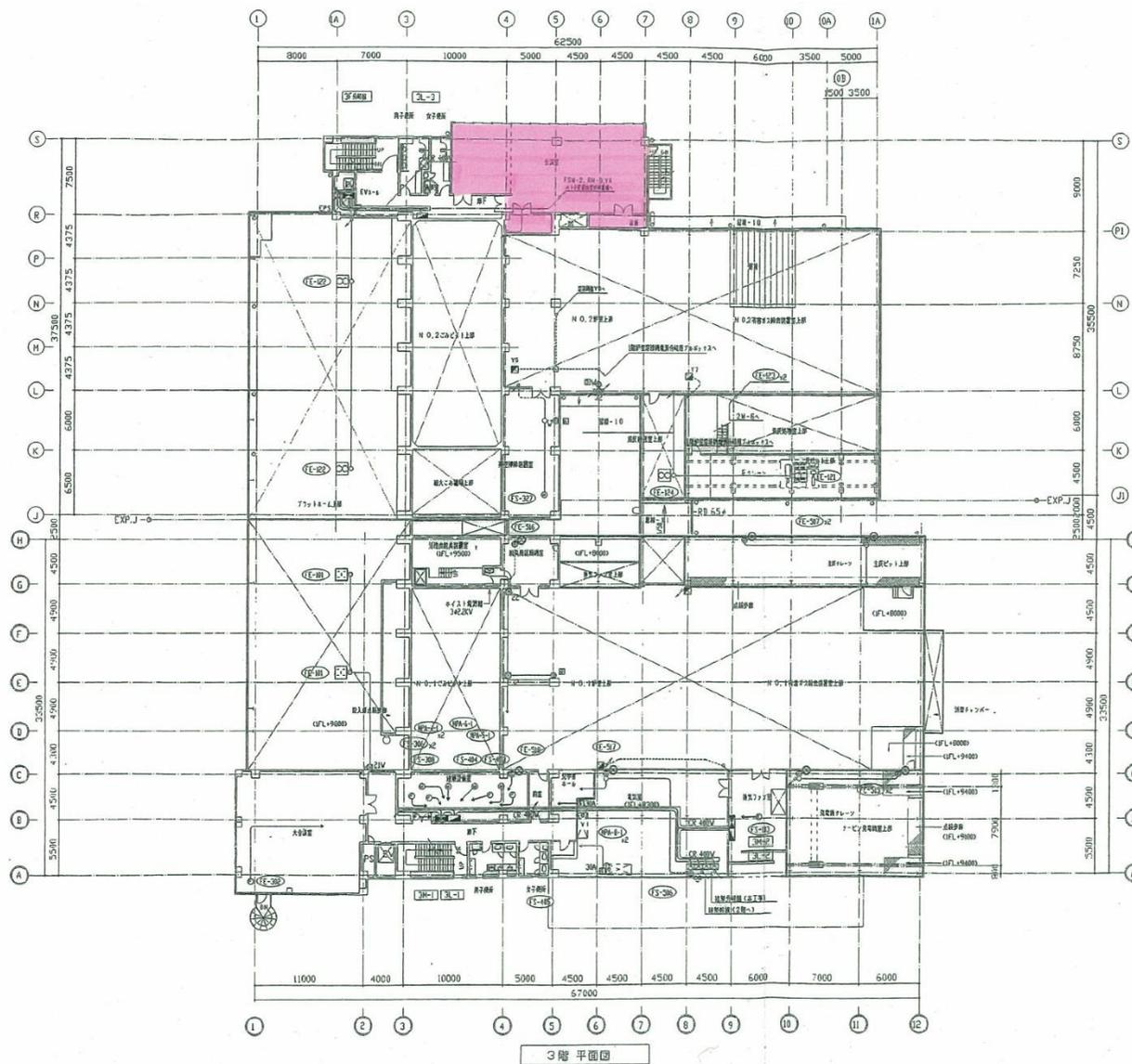
別紙 4-1

別紙 4-2 鈴鹿市清掃センター 2階における市職員使用範囲



別紙 4-2

別紙 4-3 鈴鹿市清掃センター 3階における市職員使用範囲



別紙 4-3

別紙 5 現行の頻度（参考）

設置届に記載の測定頻度

項 目	頻度等
排ガスの性状の測定頻度に関する事項	ばいじん量 常時連続測定 かつ 6ヶ月に1回以上 環境計量証明事業所にて測定
	硫黄酸化物 常時連続測定 かつ 6ヶ月に1回以上 環境計量証明事業所にて測定
	塩化水素 常時連続測定 かつ 6ヶ月に1回以上 環境計量証明事業所にて測定
	窒素酸化物 常時連続測定 かつ 6ヶ月に1回以上 環境計量証明事業所にて測定
	ダイオキシン類 年1回以上環境計量証明事業所にて測定
	その他関係法令の基準値 その他関係法令に準じる